

2026年3月26日

各位

株式会社 紀陽銀行

見舞金付定期預金「BCP預金」の取扱開始について

株式会社紀陽銀行（頭取：原口 裕之）は、お客さまの大規模地震発生時のリスク対策に向けた取り組みの一環として、見舞金付定期預金「BCP預金（以下、本商品）」の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本商品は、あらかじめ定めたお客さまの所在地から最寄りの地震観測地点において、震度6強以上の大規模地震が発生した場合、お預け入れいただいた総額の5%を「見舞金」（最大見舞金1,000万円）として、当行からお客さまにお支払いする定期預金です。

近年、南海トラフ地震をはじめとした大規模地震の脅威が高まっており、お客さまにとって、事業継続体制の整備が重要な課題となっております。当行は、大規模地震発生時において、事業者の皆さまの事業継続・復旧を支援することが地域金融機関としての重要な役割であると考え、本商品を新たに取扱開始するものです。

紀陽銀行は、今後も地域の事業者の皆さまの震災リスク対策に向けた取り組みを支援することで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

記

【商品概要】

| | |
|---------|--|
| 名 称 | 見舞金付定期預金 BCP預金 |
| 募 集 期 間 | 2026年4月1日（水）～2026年6月1日（月） |
| 対 象 者 | 法人のお客さま |
| 募 集 総 額 | 400億円 ※募集期間中であっても、募集総額に達した場合は受付を終了いたします。 |
| 預 入 日 | 2026年7月1日（水） |
| 預 入 金 額 | 2,000万円以上2億円以下（1,000万円単位） |
| 預 入 期 間 | 1年（元金自動継続） |
| 適 用 金 利 | 店頭表示の「自由金利型定期預金（大口定期預金）」利率 |
| 地震観測地点 | 当行の営業エリア（和歌山県・大阪府）における、気象庁が公表している地震観測地点の中から、本社・工場などお客さまの所在地から最寄りの地点を選択いただけます。 |
| 見 舞 金 | ご指定の地震観測地点における震度が6強以上の場合、預入額の5%を「見舞金」（最大見舞金：1,000万円）として1回に限りお支払いします。 被災による損害の有無にかかわらず、見舞金が受けられるため、震災リスク対策として、事業継続費用など幅広い用途にご活用いただけます。 |

※本商品の取扱いにあたり、三井住友海上火災保険株式会社にご協力をいただいております。

以 上

本取り組みは、SDGs（持続可能な開発目標）のゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」につながる取り組みです。



見舞金付定期預金

BCP預金

【募集期間】2026年4月1日(水)～2026年6月1日(月)

震度6強以上の大規模地震が発生した場合、
預入額の**5%**を「見舞金」としてお支払い！

| | |
|-------------|--|
| 商 品 名 | 見舞金付定期預金 BCP預金 |
| 対 象 者 | 法人のお客さま |
| 募 集 総 額 | 400億円 |
| 預 入 原 資 | 当行に新たにお預入れいただくご資金、またはすでにお持ちの当行の流動性預金より振替いただくご資金 |
| 預 入 日 | 2026年7月1日(水) |
| 預 入 金 額 | 2,000万円以上2億円以下(1,000万円単位) |
| 預 入 期 間 | 1年(元金自動継続) |
| 適 用 金 利 | 店頭表示の「自由金利型定期預金(大口定期預金)」利率 |
| 地 震 観 測 地 点 | 当行の営業エリア(和歌山県・大阪府)における、気象庁が公表している地震観測地点の中から、本社・工場などお客さまの所在地から最寄りの地点を選択いただけます。 |
| 見 舞 金 | ご指定の地震観測地点における震度が6強以上の場合、預入額の5%を「見舞金」(最大見舞金:1,000万円)として1回に限りお支払いします。 被災による損害の有無にかかわらず、見舞金が受けられるため、震災リスク対策として、事業継続費用など幅広い用途にご活用いただけます。 |

⚠
ご注意事項

- ・募集期間中であっても、募集総額に達した場合は受付を終了いたします。
- ・見舞金の支払は、震度決定日から所定の日数を経た後となります。
- ・震度は、気象庁が発表する震度であり、速報値等ではなく、精査完了後の正式な震度となります。
- ・震度は、地震発生日から22日後の日を震度決定日として確定します。ただし、震度が発表されない等の理由により、震度決定日が地震発生日から180日後の日まで延期する可能性があります。
- ・地震観測地点における気象庁が発表する震度が6強未満、欠損、未確定の場合、見舞金は支払われません。
- ・見舞金の税務上の取扱いは、お客さまのご担当の税理士、公認会計士にご相談ください。
- ・市場環境その他の事情により、予告なく商品内容の変更、商品の取扱いの中止、または見舞金の取扱いを中止する可能性があります。